

令和元年度心身障害者医療費所得制限基準表

(適用: 令和元年8月1日～令和元年7月31日)
(単位: 円)

<旧国民年金法(老齢福祉年金)に定める制限額>

1 本人所得制限基準額(マル障本人)

- A: 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(70歳以上) … ①
 " 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) … ②
 " 控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満) … ③
 B: 扶養親族の数(税法上の扶養親族)口

1人につき 38万円の加算	B \ A	0人					
	0人	1,595,000	1人				
	1人	1,975,000		2人			
	2人	2,355,000			3人		
	3人	2,735,000				4人	
	4人	3,115,000					5人
	5人	3,495,000					

A-①: 1人につき48万円の加算
 A-②: " 63万円の加算
 A-③: " 63万円の加算

2 扶養義務者等所得制限基準額

- A: 老人扶養親族の数
 B: 扶養親族の数(税法上の扶養親族)

1人につき 21万3千円の加算	B \ A	0人					
	0人	6,287,000	1人				
	1人	6,536,000	6,536,000	2人			
	2人	6,749,000	6,809,000	6,809,000	3人		
	3人	6,962,000	7,022,000	7,082,000	7,082,000	4人	
	4人	7,175,000	7,235,000	7,295,000	7,355,000	7,355,000	5人
	5人	7,388,000	7,448,000	7,508,000	7,568,000	7,628,000	7,628,000

1人につきBの加算額+6万円

3 各控除の額

- 特別障害者控除(控除対象配偶者及び扶養親族を含む。) …… 400,000円
 障害者控除(控除対象配偶者及び扶養親族を含む。)、勤労学生、
 寡婦(夫)控除 …… それぞれ270,000円
 寡婦控除の特例 …… 350,000円
 ※市町村年金担当とよく連絡調整をすること